

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東1丁目劇場施設利用管理業務その2
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	アクトコール株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、照明音響機材の持ち込みを前提として運用する東1丁目劇場施設の使用にあたって、事故を防止し、利用者の安全管理を行うために実施するものである。</p> <p>東1丁目劇場施設は、本市が四季株から令和2年4月1日に譲渡を受けた施設であり、竣工当時の図面は引き継いでいるものの、四季株により竣工後の手入れがされている箇所が見受けられ、現況が竣工図面とは完全に一致しない状況にある。また、施設内の電気系統等、そもそも詳細図が存在しない設備もあり、施設を安全に利用させるためには、直近の施設状況を把握している技術者を、管理者として立ち合わせる必要がある。</p> <p>アクトコール株式会社は、四季株が施設を所有していた当時から劇場運営に関わっていた経験があるとともに、令和3年10月13日～11月22日に東1丁目劇場施設を借り受けて実施した「JAPAN LIVE YELL project IN HOKKAIDO」の運営にも携わっており、直近の施設状況及び機材持ち込みで施設を利用するための最低限の電気系統現況を把握している。また、東1丁目劇場施設の特徴の一つであり、安全管理面において最も注意すべき手動式吊物機構の操作にも熟練しており、施設現況を理解した上で、東1丁目劇場施設の安全利用を監督できる業者は同社において他にない。</p> <p>以上の理由から、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を相手方として特定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年2月24日